

5 茨城県生涯学習推進検討委員会の検討結果について

生涯学習課

1 検討委員会の目的

東日本大震災により、甚大な被害を受けた水戸生涯学習センターの復旧方法の検討を契機に、本県生涯学習の推進の方向性や望ましい推進体制を踏まえた県生涯学習センターのあり方について検討するため、学識経験者等による検討委員会を設置（10月3日設置）

検討委員会委員：10人 10月から2月にかけて計5回開催

2 検討結果報告の概要

(1) 生涯学習の推進施策の方向について

- ① 「個人の要望」と「社会の要請」とのバランスに配慮した生涯学習事業の展開
- ② 県、市町村、大学等高等教育機関及び民間教育事業等との役割分担と協働の推進
- ③ 新しい公共を担う地域社会が必要とする人材の育成
- ④ 社会全体の教育力の向上（学校・家庭・地域の連携支援）

(2) 生涯学習における今後の県の役割について

生涯学習事業連絡会議や事業型コンソーシアム[※]を設置し、事業の企画・調整を行い、「社会の要請」に係る現代的課題や地域課題に関する学習、新しい公共を担う人材の育成に係る実践的な学習機会を提供

※ 事業型コンソーシアム：行政、大学、民間教育事業、企業、各種団体などの機関が目的達成のために連携した共同体

(3) 生涯学習センターの再編の方向について

従来、地区生涯学習センターを中心に実施してきた学習機会を、44の市町村で実施するという考え方のもと、学習機会の移転充実を図るなど生涯学習推進体制を整備

- ① 水戸生涯学習センター（平成24年12月を目途に、三の丸庁舎へ移転）
 - ・平成28年度から、県生涯学習推進センター（仮称）として、連携促進事業、研究開発事業、人材育成・研修事業、学習情報提供事業を重点的に実施
- ② 県北、鹿行、県南、県西生涯学習センター
 - ・「社会の要請」や新しい公共に関連する事業を市町村等との連携促進事業として取り入れていくが、概ね平成27年度までに水戸生涯学習センターに統合
- ③ 女性プラザ
 - ・男女共同参画センターとして、男女共同参画推進の拠点施設とすること等を引き続き検討
- ④ 社会教育行政の強化
 - ・地域や家庭の教育力の向上や地域ぐるみで学校教育の充実を図るため、教育事務所に生涯学習・社会教育を推進する担当セクションを配置

3 今後の予定

今回の検討委員会の報告を受け、平成24年度当初を目途に、最終的に県の方針を決定

1 生涯学習推進体制の再構築の背景

(1) 法律等の改正

平成 18 年の教育基本法の改正や平成 20 年の中央教育審議会から「個人の要望」と「社会の要請」のバランスが重要であり、特に「社会の要請」に対する学習機会の必要性が明確にされた。

(2) 学習機会提供主体の推移

本県においては、平成 5 年度の水戸生涯学習センター設置後、各地区生涯学習センター設置により学習機会の充実を図ってきたが、約 20 年が経過し、市町村、大学等高等教育機関、民間教育事業や NPO 等による講座が拡充されるなど（個人の要望に係る）学習機会の充実が進んだことから各セクター^{*1}の役割を生かした生涯学習推進体制を構築する必要が出てきた。

(3) 生涯学習に係る新たな需要

新しい公共を担う人材育成や「社会の要請」への対応など、従来の高齢者の生きがい対策や教養講座といったものから、地域課題や現代的課題を解決できるような地域コミュニティの再生や市民参加といった学習機会の提供が期待されている。

2 新しい生涯学習推進体制

(1) 県の生涯学習の推進施策の方向

- ① 「個人の要望」と「社会の要請」とのバランスを重視した生涯学習事業の展開。
- ② 県、市町村、大学等高等教育機関及び民間教育事業等との役割分担と協働の推進。
- ③ 地域社会が必要とする人材の育成。
- ④ 社会全体の教育力の向上（学校・家庭・地域の連携支援）。

(2) 生涯学習における行政の役割

現代的課題や地域課題に関する学習、新しい公共を担う人材の育成に係る学習機会の積極的な提供。

(3) 本県生涯学習の推進体制について

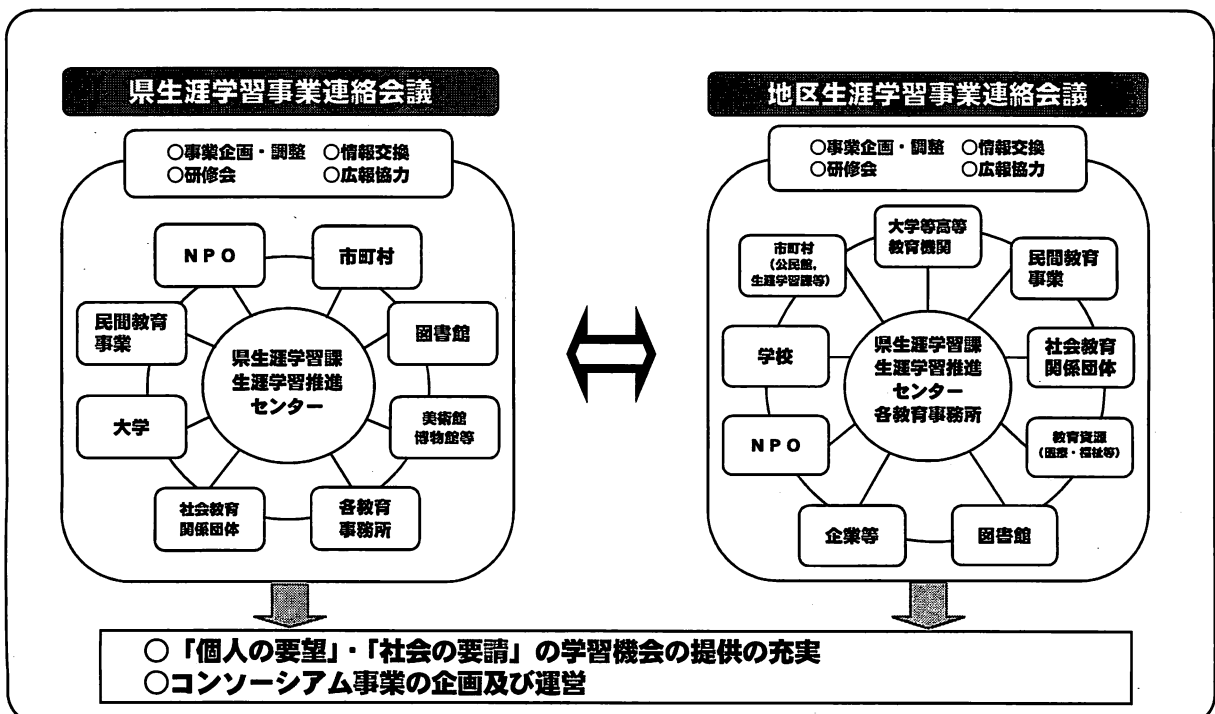
- ① 各セクターの事業内容や役割分担などを考慮した推進体制の再構築。
- ② 県、市町村、大学、民間、NPO 等による事業型コンソーシアム^{*2}の設立。
- ③ 社会全体の教育を向上するための行政機能の強化や仕組みづくり。

3 新しい連携の在り方

(1) 生涯学習事業連絡会議

○ 目的

事業連携の推進と生涯学習事業の企画及び事業調整のため、各セクター間において確固なネットワークを構築する。



(2) 事業型コンソーシアム

○ 目的

学習成果の活用、現代的・地域的課題へ対応するため、民間団体などを含めた各セクターのネットワークを活用し協働し学習機会を提供する。

【茨城版事業型コンソーシアム例】

コンソーシアム	課題	内容	構成団体
趣味文化教養コンソーシアム	・生きがいづくり ・健康づくり ・自己実現	・趣味・教養講座開講。 ・健康増進講座開講。 ・公開講座（一般教養科目）開講。	公民館等，大学，民間教育事業，県市町村担当課
学校支援コンソーシアム	・学習支援 ・図書活動支援 ・郷土文化伝統の継承 ・キャリア教育	・学校支援ボランティアの資質向上のための研修会。 ・積極的な学校支援のためのコーディネーター育成・活用。 ・学校支援ボランティア効果的活用のための教員研修。 ・PTAや地域住民への理解促進のための説明会。	PTA，自治・町内会，商工会，企業，公民館，図書館，小中学校，大学，県市町村教育委員会，
子育て支援コンソーシアム	・育児全般 ・読み聞かせ ・コミュニケーションスキル	・地域全体で子育てを支える体制づくり。 ・子育て支援団体等の連携とネットワークの構築を担う人材育成プログラム開発。 ・相談体制の確立。	子育て支援NPO，公民館，図書館，保健所，病院，大学，市町村子育て支援関係課
地域防災コンソーシアム	・災害に対する地域全体での備え	・地域防災計画と学校との連携における防災計画づくり。 ・地域防災組織と学校との提携。 ・地域コミュニティを活用した防災訓練。	PTA，自治・町内会，消防団，公民館，小中学校，消防防災関係課，県市町村教育委員会

※ この他、高齢者移動サービス支援、発達障害児地域支援コーディネーター養成、若者就労支援、DV被害者支援、里山保全等、課題解決に向けたコンソーシアムをつくり、「社会の要請」への対応の充実を図る。

4 生涯学習センターの再編について

学習機会の提供状況の推移を踏まえ、県、市町村、大学、民間教育事業、NPO、企業等、各セクター間において事業企画・調整を図れるよう協力・協働関係を構築する。

5つのセンターの機能は、各セクターが参加する生涯学習事業連絡会や具体的な事業を実施するコンソーシアムを設置することで、今まで地区生涯学習センターを中心として実施してきた学習機会を、44の市町村に移転拡充することで学習機会の充実を図っていく。

(1) 再編の方向（移行期間含む。）

① 水戸生涯学習センター

茨城県生涯学習推進センター（仮称）として、研究開発事業、人材育成・研修事業、学習情報提供事業、連携促進事業を重点的に実施する。

また、開発したプログラムを検証するためのモデル講座や事業を実施し、実施上の課題を調査分析し、市町村や他のセクターを支援できる機能を付与する。

このため、平成24年度からは、県と一体となった県域の生涯学習事業連絡会議や各事業型コンソーシアムによって「個人の要望」や「社会の要請」の学習機会の充実やコンソーシアム事業の企画及び運営を行う。

② 県北、鹿行、県南、県西生涯学習センター

事業は、「社会の要請」や新しい公共に関連する事業を取り入れていくが、おおむね平成27年までに茨城県生涯学習推進センター（仮称）に統合していく。

その間、4つのセンターが担ってきた学習機会や学習の場の提供は、生涯学習事業連絡会議や事業型コンソーシアムを活用し、市町村生涯学習課、公民館及び大学（生涯学習センター）と共同事業や連携事業の具体的な作業を通して移行していく。

事業型コンソーシアムについては、平成24年度には、県は学校支援及び防災教育に係るコンソーシアムを設置し、市町村や学校とモデル事業を展開する。さらに平成25年度からは4センターにおいても、趣味教養、社会貢献及び新しい公共を担う人材育成などの分野でコンソーシアムを設置し、各地域において事業を展開する。

③ 女性プラザ

男女共同参画センターとして、男女共同参画推進に関する拠点施設とすること等を検討していく。

(2) 再編に当たっての配慮事項

① 教育事務所の機能

地域の教育力の向上や家庭の教育力の向上，さらに地域ぐるみで学校教育の充実を図っていくためには，市町村教育委員会や小中学校との連携が必要である。

このため，各教育事務所に社会教育セクションを設けるなどして，社会教育の充実に資する必要がある。

② 各セクターへの支援・連携

再編にあたり，県の事業を各セクターへ委ねていくことが考えられるが，県は再編がスムーズに行われるような具体的な事業を展開することにより，市町村の要望に応じて，生涯学習センターは事業を市町村，大学等と共同企画して実施する。

大学の専門的講座については，県や市町村等が学習機会のニーズを提供する他，実施に当たり情報提供や広報を担う。

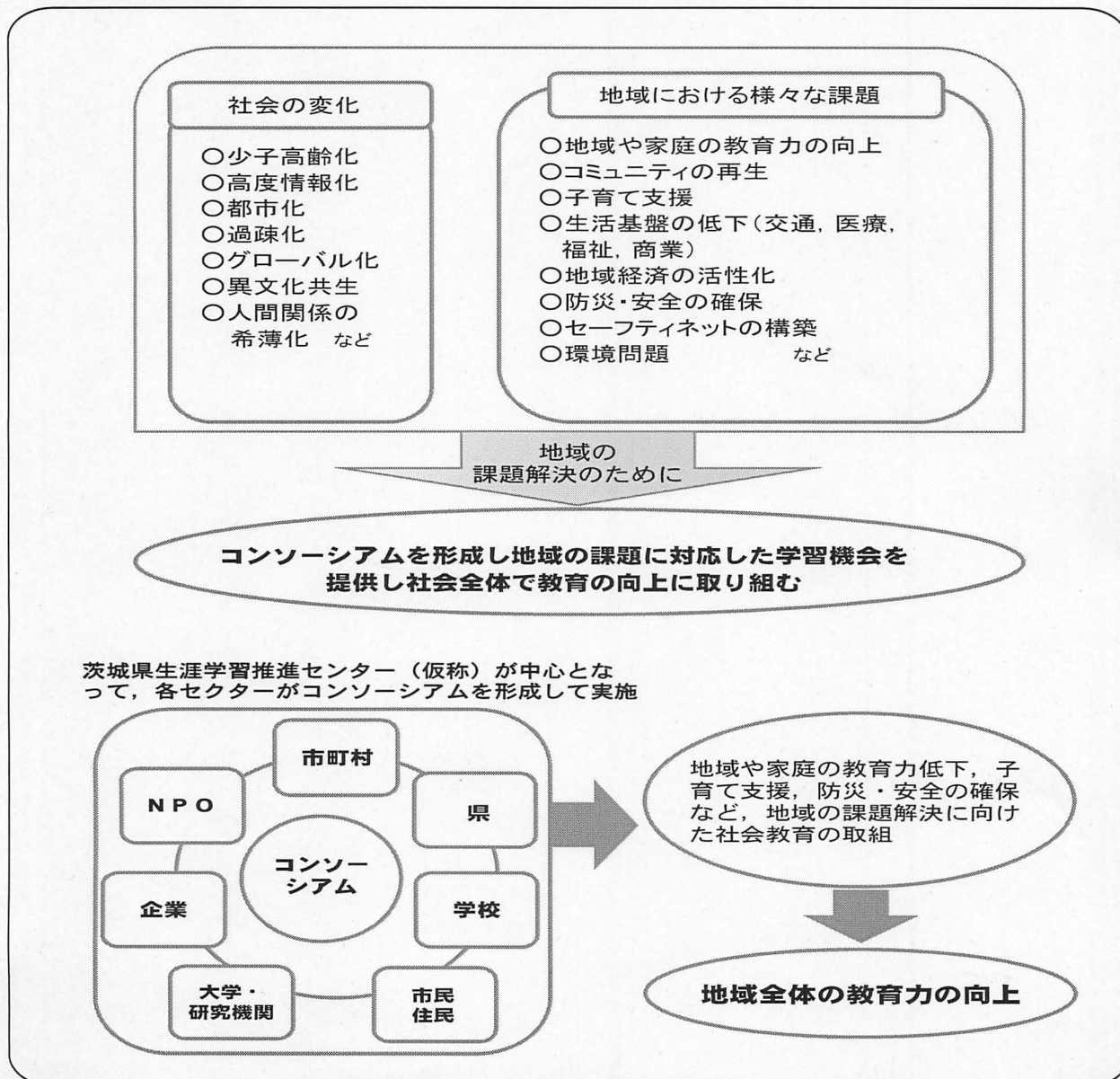
現代的課題，地域課題及び新しい公共を担う人材の育成を県，市町村，NPO等が具体的な事業を通して連携して実施する。

③ セクター間の連携の強化

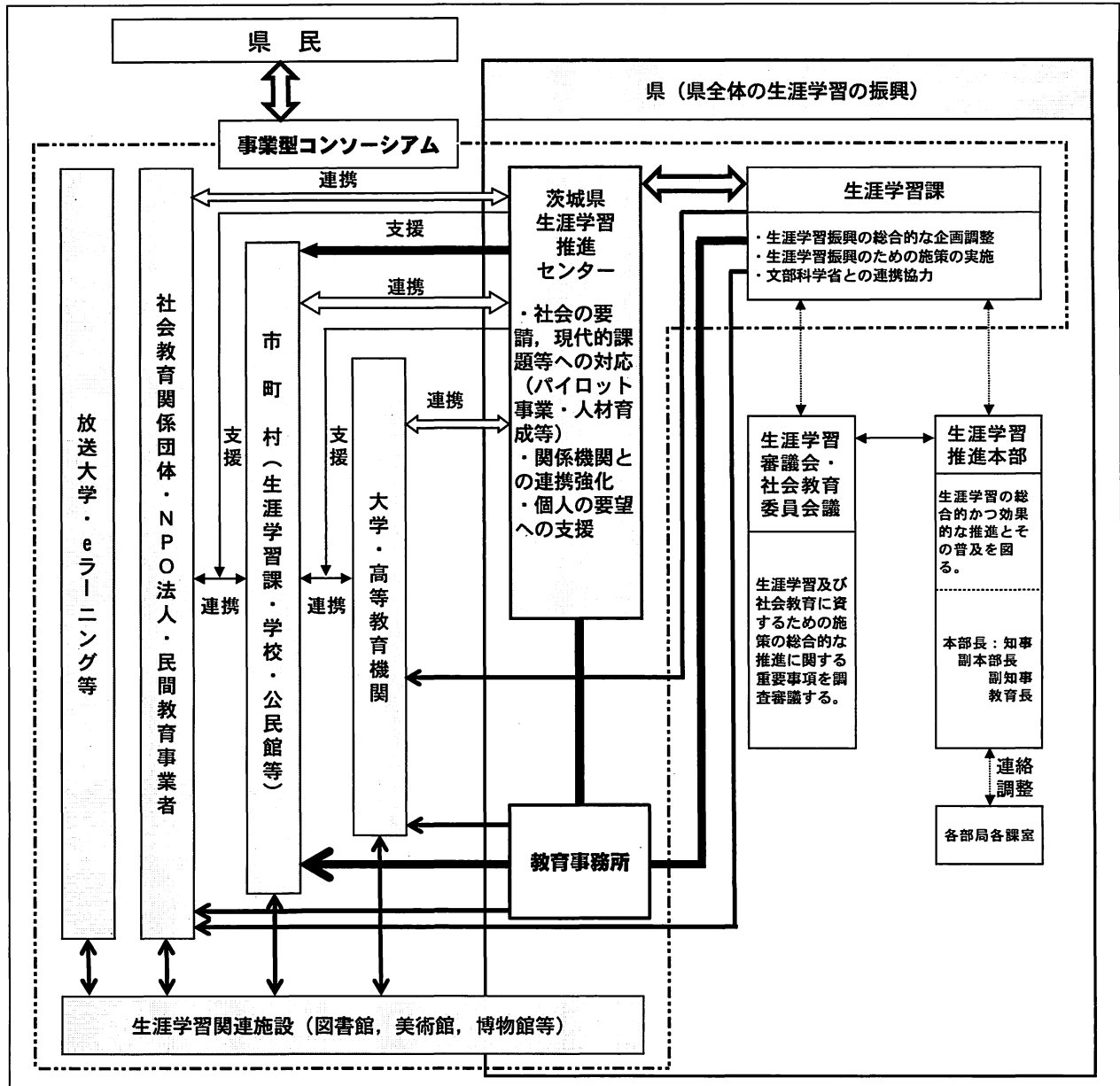
生涯学習事業の推進のためには，セクター間の新たなネットワークの構築と事業の連携が不可欠である。事業を通して多様な関係者・関係機関や県民が関わりを深め，連携を確固なものとするのが大切である。

【参考】

○ 事業型コンソーシアム



茨城県の生涯学習推進体制図（案）



※1 セクター：行政，大学，民間教育事業，企業，各種団体などの機関

※2 コンソーシアム：行政，大学，民間教育事業，企業，各種団体などの機関が目的達成のために連携した共同体

茨城県生涯学習推進検討委員会の開催について

1 目的

本県生涯学習の推進の方向性や望ましい推進体制をふまえ、県生涯学習センターの在り方について検討する。

2 主催

茨城県教育委員会

3 委員の構成

学識経験者並びに市町村関係者（10人）

4 スケジュール及び議題

回	開催期日	議題
1	平成23年10月27日（木） 午前10時～午後3時 茨城県庁22階 教育委員室	○本県生涯学習推進体制の変遷とその課題について
2	平成23年11月24日（木） 午後1時30分～午後3時30分 茨城県庁22階 教育委員室	○本県生涯学習の方向と県、市町村、大学等高等教育機関、民間教育事業者等の役割について
3	平成23年12月21日（水） 午後1時30分～午後3時30分 茨城県庁22階 教育委員室	○「個人の要望」から「社会の要請」への移行について ○今後の学習機会及び場の提供について ○遠隔地に住む県民への学習機会の提供について
4	平成24年1月31日（火） 午後1時30分～午後3時30分 茨城県庁22階 教育委員室	○「茨城県生涯学習推進体制の再構築について（骨子案）」について
5	平成24年2月14日（火） 午後1時30分～午後3時30分 茨城県庁22階 教育委員室	○報告書（案）について

茨城県生涯学習推進検討委員会設置要項

(設置)

第1条 本県生涯学習の推進の方向性や望ましい推進体制をふまえ、県生涯学習センターの在り方について検討するため、茨城県生涯学習推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、茨城県生涯学習推進等に係る基本的な対応方策を検討する。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者並びに市町村関係者のうちから委員10人以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めた時は、会議に委員以外の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要項は、平成23年10月3日から実施する。